

離島振興法の抜本改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書

全国の離島は、排他的経済水域等我が国の領域確保、海洋資源・自然環境の保全・利用など、わが国にとって大変重要な役割を担っていることは論をまたず、昨今それに対する離島の位置付けが益々重要になってきています。

そうした中、離島生活者にとっては、交通や医療など更なる生活の向上が極めて重要であります。

そこで、2013年3月末で期限切れを迎える離島振興法を抜本的に改正し、総合的な離島振興策を強力に推進するとともに、医療、教育、交通、介護、通信など離島が抱える諸課題の改善やハード・ソフト両面にわたる生活インフラの整備に全力を挙げる必要があります。

よって、政府におかれては、総合的な離島振興策を推進するよう以下の項目の実施を強く求めます。

記

- 1 離島振興法を抜本改正し、ハード・ソフト両面にわたる離島振興策を強力に推進すること。
- 2 予算における地方交付税の総額確保と離島自治体への十分な財政措置を行うこと。
- 3 離島航路の航空機や船舶に係る航空機燃料税や固定資産税の税率の軽減措置など、離島交通の改善に向けた支援の充実を図ること。
- 4 高校未設置離島からの進学者支援、介護サービス事業者・利用者への支援、離島の地デジ難視地区への財政支援など、離島生活の向上のための諸施策を実施すること。
- 5 産婦人科医のいない離島における交通滞在費の支給等妊婦への支援や、国立医師バンク（仮称）を新設し、医師のいない離島地域への医師配置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 3月14日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
内閣官房長官 様

北海道北斗市議会議長 小 泉 征 男